2019 年 3 月 27 日
医療法人社団至空会メンタルクリニック・ダダ

大学教員 各位

公認心理師実務経験実施施設【公認心理師法第 7 条第 2 号に規定する施設】について

このたび、当院では、公認心理師実務経験実施施設 実務従事者を募集しております。2019 年 3 月 1 日現在、実施施設は下記の通りです。当法人は全国で 4 番目の実務経験実施施設となっております。

1 少年鑑別所及び刑事施設 法務省矯正局
2 一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院 一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
3 裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所 最高裁判所事務総局家庭局
4 医療法人社団至空会 メンタルクリニック・ダダ
5 医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック

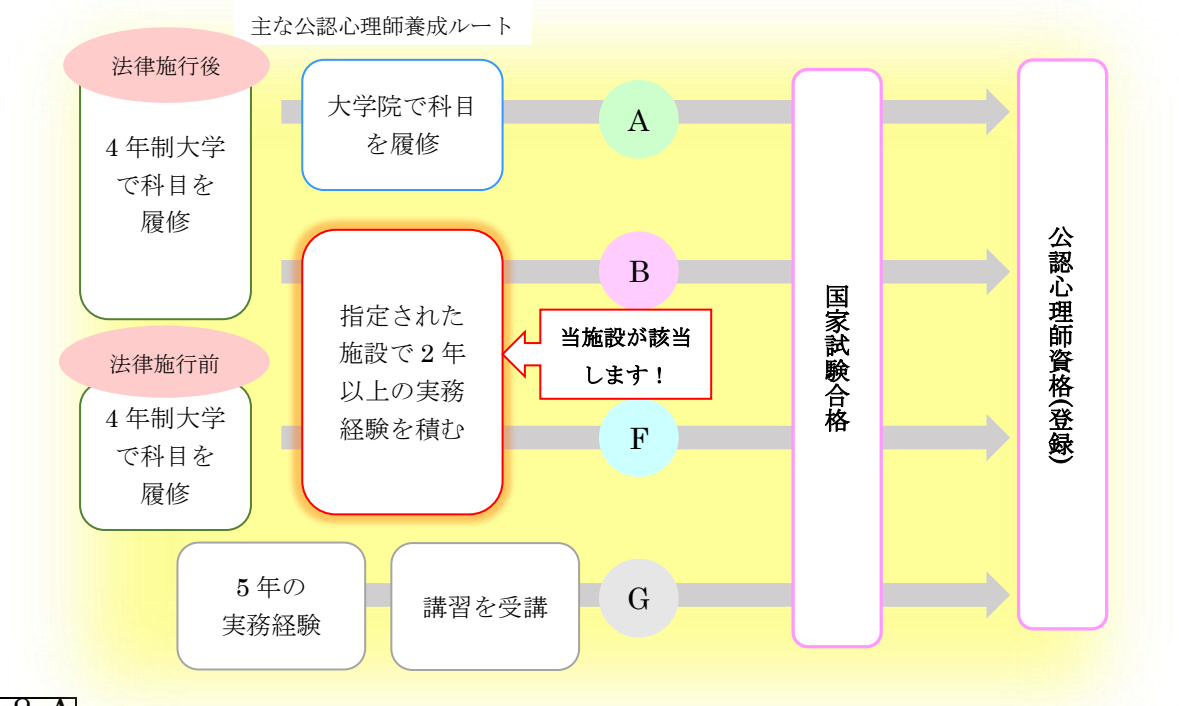

Q&A

Q. 公認心理師の受験資格を得るためには、大学院を卒業する他にどのようなルートがありますか？
A. 厚生労働省で定められた科目（大学での所定科目の認定が必要。法施行前後で異なる）を取得し大学を卒業した後、公認心理師実務経験実施施設で研修を修了すると、受験資格を得ることが出来ます。公認心理師カリキュラムに基づいて大学が認めた場合、既に卒業されている方も対象になります。
Q. 研修の期間はどれくらいですか？
A. 3年間です。
Q. いわゆるFルートの経過措置は期間が決まっていますか？
A. 現任者（いわゆるGルート）は経過措置の期間が5年間（2022年）と定められています。厚生労働省に確認したところ、Fルートの経過措置の期間は定められておりません。そのため、公認心理師実務経験実施施設での研修を修了され、受験資格を得た方は、2022年以降も受験することが可能です。

問い合わせ先：医療法人社団至空会 メンタルクリニック・ダダ
TEL：053-586-8001 E-mail：dada_shushoku@yahoo.co.jp
（担当：野呂耕助・中村優佳）